令和5年度「議会報告と町民との意見交換会」の 基本的な考え方

- 令和5年度に実施する事業の基本的な考え方を下記項目に基づいて、担当委員が整理する。
- 芽室町議会の理念である「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」 を大前提として、それぞれの項目にふさわしい内容を整理する。
- 申し送り事項の要素としても意識し、次の担当委員が理解・認識できるよう に整理する。
- PDMシートで自己評価することを想定して具体的に記載する。
- 議長の諮問に係る答申内容(議会・議会改革諮問会議)を踏まえて記載する。

1 事業の根拠(条例・規則・規程、連携協定等を箇条書で記載する)

- (1) 芽室町議会基本条例第2条第4項(基本理念) 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的 に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議 会力及び議員力を強化します。
- (2) 芽室町議会基本条例第4条第2号(委員会及び委員長の活動原則) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的 に、意見交換会等を開催すること。
- (3) 芽室町議会基本条例第8条第5項(町民参加及び町民との連携) 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を 聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。
- (4) 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

2 事業の目標

現在、取り組んでいる議会活動を報告し、町民の提言や意見を議会活動及 び議会運営に反映する。

3 これまでの経過と課題(R4事業の総括と連動させて記載する)

- (1) H28 年度から町内小中学校単位の PTA を対象として実施している。
- (2) R 4年度は、新型コロナウイルス感染症が教育現場で収束していない ことから、各学校との協議の結果、アンケートによる意見聴取として実 施した。

- (3) R 4年度は、事業目標に掲げる「町民の提言や意見を議会活動及び議会 運営に反映させる」ため、意見聴取内容を各常任委員会に振り分けて、 R 5年度への継続調査とした。
- (4) R 4年度は、事業実施時期が冬期休業中となり、アンケート協力依頼が 年末年始をまたぐこととなったため、今後は十分な余裕を持って進め ていくことが必要である。

4 令和5年度事業実施のポイント(目標達成・課題解決のための手段や方策)

- (1) 事業実施前に事業の目的と目標を明確にし、議会内の共通認識を図り、 事業に取り組む手順とする。
- (2) 事業終了後には、事業目的(町民の声を議会活動及び議会運営に反映させる)を達成するために、議員間討議を実施する。
- (3) 事業の実施手法について、前例に固執せずに創意工夫し、規程の見直しを含めて議会内で改めて協議・検討する(例:既存イベントへの参加、対象を限定せずに町民だれもが意見交換できる場の創出等)

芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程 (平成24年4月12日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、芽室町議会基本条例(平成25年芽室町条例第27号)第8 条に規定する議会報告と意見交換会(以下「意見交換会」という。)の実施に 関して必要な事項を定めるものとする。

(種類)

- 第2条 意見交換会の種類は、次のとおりとする。
 - (1)地域との意見交換会 あらかじめ議会が定めた議題について、町の区域を 議会が別に定めるところにより指定する地区(以下、「地区」という。)を 基本単位として実施する意見交換会をいう。
 - (2)団体との意見交換会 議会が取り組む政策立案等について、関係ある町民 団体等と実施する意見交換会をいう。
 - (3) 議会報告会 意見交換会に合わせて、議会活動などについて伝える機会をいう。

(地域との意見交換会の実施)

- 第3条 地域との意見交換会は、前条(1)により定めた地区において年1回実施する。
- 2 議会は、地域との意見交換会の開催日時、会場等について、議会だより及び 町議会のホームページ等への掲載、開催地区における開催案内文書の回覧等 の方法により、広く周知を図るものとする。

(団体との意見交換会の実施)

- 第4条 団体との意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに行う意見交換会であるところから、常任委員会において政策立案等を実施するため必要に応じて開催するほか、町民団体等の要請に応じて開催するものとする。 (議員の留意事項)
- 第5条 意見交換会において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなけれ ばならない。
 - (1) 町民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策形成につなげていく ために、町民の意見・要望の意図・真意等を聴取すること。
 - (2) 町民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会として の考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べ ないこと (議員個人の考えを求められた場合その他個人の見解を明らかに する必要がある場合を除く。)。

- (3) 執行機関の立場での説得的な説明、答弁等は行わないよう留意すること。 (意見等の集約)
- 第6条 意見交換会に出席した議員は、町民の意見及び提言その他意見交換の 内容(以下、この条において「意見等」という。)について、要点をまとめ記 録したうえで別に定める様式により議長に報告するものとする。
- 2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、議 会運営委員会に依頼するものとする。
- 3 議会運営委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長 の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果 を議長に報告するものとする。
- 4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、今後の議会運営において適切に対処するものとする。

(報告書の公表)

第7条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて議会だより及び議会ホームページ等において公表するものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、 議長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。